



## 農場の衛生対策を確認しましょう！

11月28日 午前8時35分、青森市の「あひる飼養農場」から死亡鳥増加の通報があり、同日午後10時45分、**高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定**され、現在防疫措置を実施中です。

県内での続発を防止するため、生産者の皆様は、別紙の『飼養衛生管理基準の遵守状況チェック表』を用いて自己点検を実施してください。

また、**異状家きんが確認された場合は早期通報**をお願いします。



(立入の制限)



(踏込消毒槽)

飼養している家畜に異状がみられた場合には、直ちに獣医師または家畜保健衛生所に連絡してください。

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL: 0178-27-7415 FAX: 0178-27-7418

土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714

## 飼養衛生管理基準の遵守状況チェック表

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
① 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	<input type="checkbox"/>
② 野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	<input type="checkbox"/>
③ 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行つている。	<input type="checkbox"/>
④ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行つている。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家きんの健康観察を行つている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 順守している項目について、レ欄の口にチェック印を付けること。